

私立幼稚園・学校法人の
認可申請・届出の手引き

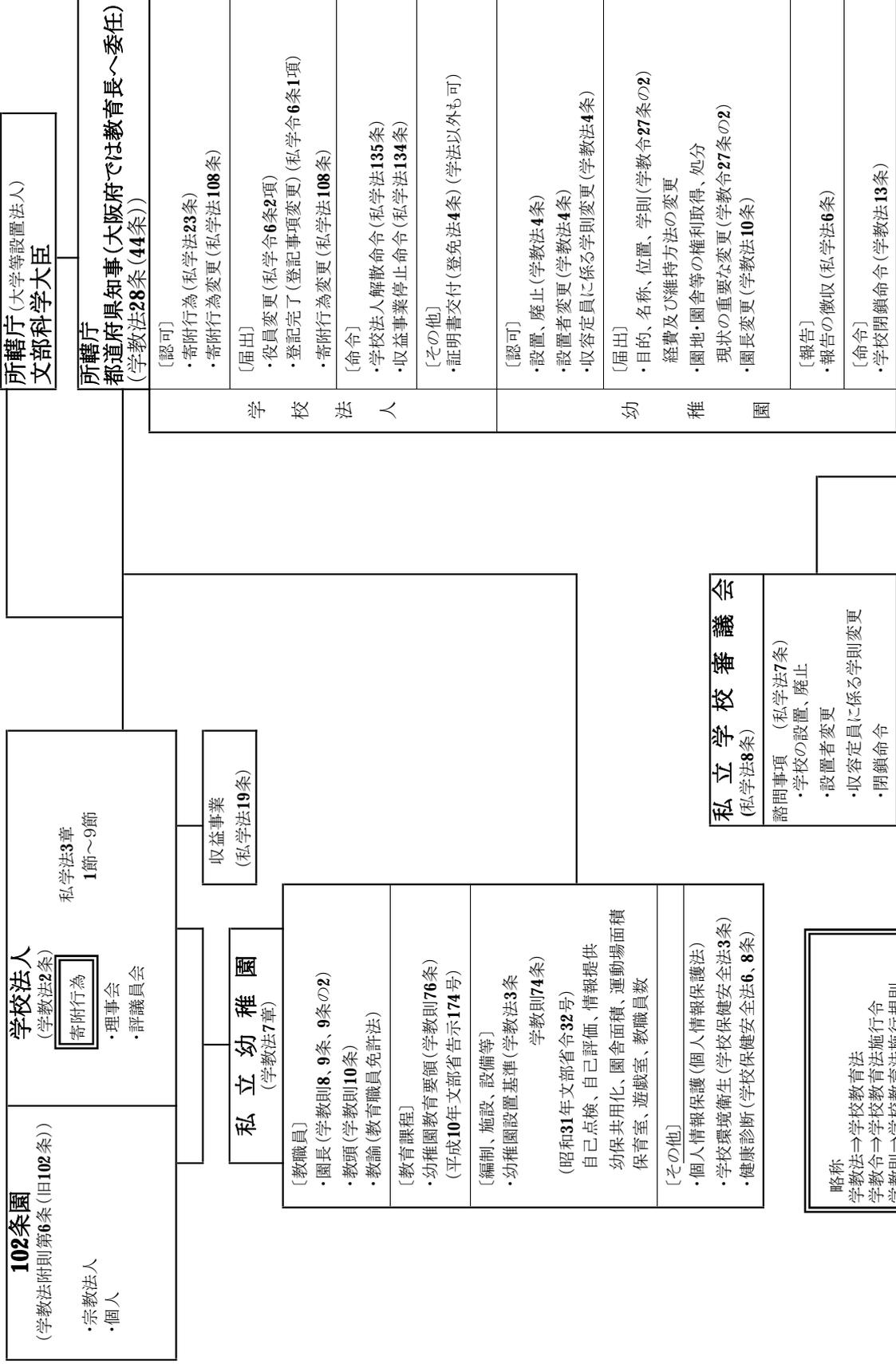
令和7年6月改訂版

大阪府教育庁私学課

目 次

1. 私立幼稚園行政関連法規	
● 私立幼稚園行政関連法規	1
● 認可・届出事由と申請・届出	2
● 認可申請・届出の根拠	3
2. 認可申請・届出の様式	
● 設置者変更認可申請	4
● 幼稚園廃止認可申請	8
● 収容定員変更計画書	10
● 収容定員に係る園則変更認可申請書	11
● 園則変更届	16
● 位置変更届	17
● 住所変更届	18
● 名称変更届	19
● 園地変更届	20
● 園舎変更届	22
● 園長変更届	24
> 就任承諾書及び辞任届（園長用）	25
> 誓約書（園長用）	26
● 休園届	27
● 寄附行為変更認可申請	28
● 寄附行為変更届	30
● 役員等変更届	31
> 就任承諾書及び辞任届（役員等用）	33
> 履歴書（例）	34
> 記載例	35
> 誓約書（役員等用）	36
● （資産総額変更等）登記完了届	40
3. その他の様式	
● 役員変更報告	41
● 寄附行為変更報告	42
● 証明願	43
● 特定公益増進法人証明申請	44
> 寄付金募集要綱（例）	45
4. 添付書類一覧	46
5. 補足説明資料	
● 議事録について	47
> 理事会議事録の作成	47
> 競業及び利益相反取引の制限	48
> 理事会議事録記載例（理事の選任関するものを除く。）	50
> 評議員会議事録の作成	53
> 評議員議事録記載例（評議員会が理事選任機関である場合）	54
> 理事選任機関議事録の作成	56
> 理事選任機関議事録記載例	56
● 三親等以内の親族の範囲について	57

■私立幼稚園行政関連法規(管理編)



■認可・届出事由と申請・届出

事	事由	必要な申請(届)	注意	事項
幼稚園関係認可	設置者(個人、宗教法人、財団法人)を学校法人に変更しようとするとき	設置者変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること「寄附行為認可申請書」も必要	
	幼稚園を廃園しようとするとき	幼稚園廃止認可申請	必ず事前に私学課に相談すること	
	現在の定員を増加(減少)しようとするとき	収容定員に係る園則変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること	
	入園金、保育料の改定、総定員を変更せず学級増等を行おうとするとき、その他園則記載内容に変更が生じるとき	園則変更届	学級増については事前に必ず私学課に相談すること 〔設置基準上のチェックが必要〕	
	幼稚園の位置を変更しようとするとき	位置変更届	必ず事前に私学課に相談すること	
	住居表示により住所が変更されたとき	住所変更届	「園則変更届」も必要。事務所の位置が変わる場合は「寄附行為変更届」も必要	
	幼稚園の名称を変更しようとするとき	名称変更届	「寄附行為変更届」「園則変更届」も必要	
	園地の買い増し、又は売却をしようとするとき	園地変更届	必ず事前に私学課に相談すること〔設置基準上のチェックが必要〕	
	園舎の増築(改築)、又は取り壊しをしようとするとき	園舎変更届	必ず事前に私学課に相談すること〔設置基準上のチェックが必要〕	
	園長を新たに採用・解職したとき	園長変更届	園長が学校法人の理事になっている場合「役員変更届」も必要。学教則第21条(私立学校の校長の資格の特例)又は第22条(校長の資格の特例)に基づく場合は、資格要件のチェックのため事前に私学課に相談すること	
認可人	幼稚園を休園しようとするとき	幼稚園休園届	必ず事前に私学課に相談すること	
	理事・評議員の定数・任期等、理事会に関する規定などを変更しようとするとき、その他寄附行為記載内容に変更が生じるとき	寄附行為変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること	
	幼稚園等の名称、事務所の所在地、公告の方法を変更したとき	寄附行為変更届	幼稚園の名称・位置の変更については、「園則変更届」及び「名称変更届」「位置変更届」も必要	
	理事長・代表業務執行理事・理事・監事・評議員・会計監査人を変更したとき(任期満了による再任を含む。)	役員等変更届		
法人届出	年度末の資産総額を登記したとき、その他登記事項を変更登記したとき	登記完了届	資産総額の変更は、会計年度終了後3月以内に登記し、私学課に届出	
	登録免許税(固定資産税)の免除を受けようとするとき	証明願		
その他	寄付金控除等を受けようとするとき	特定公益増進法人証明申請		

■私立幼稚園、学校法人の認可申請、届出の根拠

1. 私立幼稚園の認可申請・届出事項

事 項		根 拠 法 令	提出部数	備 考
認可事項	設置者変更	学教法第4条・同規則第14条	正副各1部	
	幼稚園の廃止	学教法第4条・同規則第15条	〃	
	収容定員変更	学教法第4条・同規則第5条	〃	
届出事項	園則変更	学教法令第27条の2	〃	
	位置変更	学教法令第27条の2	〃	
	住所変更	_____	1部	
	名称変更	学教法令第27条の2	正副各1部	
	園地変更	学教法令第27条の2、同規則第6条	〃	
	園舎変更	学教法令第27条の2、同規則第6条	〃	
	園長変更	学教法第10条	〃	
	休 園	_____	1部	

2. 学校法人の認可申請・届出事項

(宗教法人は、学校法人に準ずる。)

事 項		根 拠 法 令	提出部数	備 考
認可	寄附行為の一部変更	私学法第108条、同規則第44条	正副各1部	登記事項変更時は3部
届出事項	寄附行為の一部変更	私学法第108条、同規則第46条	〃	
	役員等変更	私学法令第6条、同規則第61条	〃	
	登記完了	私学法令第6条	〃	

3. その他（学校法人等）

事 項	根 拠 法 令	提出部数	備 考
役員等変更報告	_____	1部	※
寄附行為変更報告	_____	〃	※
証 明 願	登録免許税法第4条	正副各1部	
特定公益増進法人証明	所得税法令217条、法人税法令第77条	〃	

※大阪府所轄以外の学校法人（文部科学大臣所轄学校法人など）が提出する書類です。

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号

旧設置者住所

旧設置者名

代表者名 (記名又は署名)

新設置者住所

新設置者名

代表者名 (記名又は署名)

設置者変更認可申請書

このたび、幼稚園の設置者を変更したいので、学校教育法第4条の規定
によって認可されるよう、同法施行規則第14条の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

1. 変更の理由

2. 目 的

3. 名 称

4. 位 置

5. 園 則 (別添のとおり)

6. 経費及び維持の方法

7. 変更年月日

教育長の認可のあった日

〔提出部数〕 正副各 1 部

(添付資料)

(1) 学級編制 (年 月 日現在)

	定 員	実 員
	CL— 名	CL— 名
3 歳 児	—	—
4 歳 児	—	—
5 歳 児	—	—
合 計	—	—

(2) 教職員組織 (年 月 日現在)

	専 任	兼 任
園 長	名	名
副園長等		
教 諭		
講 師		
養護教諭		
事務職員		
園務員等		
園 医		

(3) 教職員名簿 (年 月 日現在)

職名	氏 名	性別	年齢	専任 兼任	担任	住 所	最終 学歴	免許種類 取得年月日

- (4) 理事会・評議員会等の議事録（個人立の場合は不要）
- (5) 財産目録
- (6) 寄附行為（個人立の場合は不要）
- (7) 法人の登記簿謄本（個人立の場合は不要）
- (8) 役員名簿（個人立の場合は不要）
- (9) 理事長（代表者）の履歴書、誓約書
- (10) 変更前 2 ヶ年の決算書及び変更後 2 ヶ年の収支予算書
- (11) 施設の概要

① 園地、園舎等面積表

区 分	自己所有	借 用	合 計	備 考
園 地	m ²	m ²	m ²	
園 舎	m ²	m ²	m ²	
運 動 場	m ²	m ²	m ²	

② 園舎内訳表

区分	構 造	階層	室 名	室 数	面積m ²	備考

③ その他の施設

- (12) 園地、園舎等の図面
- (13) 園地、園舎の権利関係を証する書類
- (14) その他参考資料

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号

設置者住所

設置者名

代表者名 (記名又は署名)

廃止認可申請書

このたび、幼稚園を廃止したいので、学校教育法第4条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第15条の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

1. 廃止の理由

2. 廃止年月日

教育長の認可のあった日

3. 園児の処置方法

4. 指導要録の引継ぎ方法

5. 教職員の処置方法

6. 資産の処置方法

〔提出部数〕 正副各 1 部

〔添付書類〕

(1) 理事会等の議事録（個人立の場合は不要）

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号

設置者住所

設置者名

代表者名 (記名又は署名)

収容定員変更計画書

このたび、幼稚園の収容定員を変更したいので、関係書類を添え提出します。

〔提出部数〕 1部

〔添付書類〕

- (1) 変更事由書
- (2) 収容定員変更の要項
- (3) 教職員組織の変更内容
- (4) 園則変更条文新旧比較表
- (5) 園則 (変更前の園則全文)
- (6) 施設の概要
- (7) 収支予算書
- (8) 園地・園舎等の図面
- (9) 次年度における小学校区別園児数の状況
- (10) 乗降場所及び乗降園児数を記したバス運行経路図 (バス保有園のみ)

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号

設置者住所

設置者名

代表者名 (記名又は署名)

収容定員に係る園則変更認可申請書

このたび、幼稚園の収容定員に係る園則を変更したいので、学校教育法第4条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第5条の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

〔提出部数〕 正副各 1 部

[添付資料]

- (1) 変更事由書
- (2) 収容定員変更の要項
- (3) 教職員組織の変更の内容
- (4) 園則変更条文新旧比較表
- (5) 園則（変更前の園則全文）
- (6) 施設の概要
- (7) 収支予算書
- (8) 園地・園舎等の図面
- (9) 理事会等の議事録（個人立の場合は不要）

[添付資料の様式及び記載注意事項]

(1) 変更事由書

地域の幼児数、当該園の施設の整備状況等、収容定員を変更する事由を具体的に記載すること。

(2) 収容定員変更の要項

① 収容定員変更の内容

区 分	園則変更前		園則変更後		次年度計画	
	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数
3 歳 児						
4 歳 児						
5 歳 児						
複 式						
合 計						

② 経費及び維持方法

経費は別紙収支予算書のとおり、保育料、入園料等をもって維持し、不足があれば、設置者の責任において負担する。

③ 変更年月日

年 月 日

(3) 教職員組織の変更の内容

区 分	園則変更前		園則変更後		次年度計画	
	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
園 長						
副園長等						
教 諭						
講 師						
養護教諭						
事務職員						
園務員等						
園 医 等						
合 計						

(4) 園則変更条文新旧比較表

新条文	旧条文
<p>第〇条 この幼稚園の定員は〇〇名とし、 <u>〇歳児〇学級〇〇名、〇歳児〇学級</u> <u>〇〇名、〇歳児〇学級〇〇名</u>とする。</p> <p>第〇条 この幼稚園に次の教職員を置く。</p> <p>1 園長 1名 2 副園長 〇名 3 教諭 〇名以上</p> <p>○ 園医、歯科医、薬剤師</p> <p>附則 ○ 年 月 日 一部改正</p>	<p>第〇条 この幼稚園の定員は〇〇名とし、 <u>〇歳児〇学級〇〇名、〇際児〇学級</u> <u>〇〇名、〇歳児〇学級〇〇名</u>とする。</p> <p>第〇条 この幼稚園に次の教職員を置く。</p> <p>1 園長 1名 2 副園長 〇名 3 教諭 〇名以上</p> <p>○ 園医、歯科医、薬剤師</p>

(5) 園 則 (変更前の園則を添付すること。)

(7) 収支予算書 (申請書提出年度及び翌年度分を添付すること。)

(8) 園地・園舎等の図面

※A3版又はA4版で作成すること。

※増改築工事を伴う場合は、増改築後の予定図面とすること。

① 付近見取図

② 配置図 有効運動場を明示の上、運動場面積を求積すること。

③ 平面図 園舎の建築面積及び延床面積を求積すること。

延床面積は、(6)②園舎の床面積の合計と一致すること。

各室の用途及び面積を記入すること。

④ その他 バスの運行状況等に関する資料(該当園に限る)等。

(9) 理事会等の議事録(個人立の場合は不要)

☆ 定員増の場合、年度当初の別途通知を参照のこと。

年 月 日

大阪府教育長 様

幼稚園番号
設置者住所
設置者名
代表者名 (記名又は署名)

園 則 変 更 届

このたび 幼稚園の園則を変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 の規定に基づきお届けします。

記

- 1 変更の理由 (理由を具体的に明記すること)
- 2 変更年月日
- 3 変更条文新旧比較表

新 条 文	旧 条 文
第〇条	第〇条

〔提出部数〕 正副各 1 部

〔添付書類〕

- (1) 理事会等の議事録 (個人立の場合は不要)
- (2) 新園則 (全文。変更箇所に朱線を施すこと)
- (3) 学級数を変更する場合は、園地、園舎の図面 (保育室面積、運動場面積図等)

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号

設置者住所

設置者名

代表者名 (記名又は署名)

位 置 変 更 届

このたび 幼稚園の位置を変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 の規定に基づきお届けします。

記

- 1 変更の理由 (理由を具体的に明記すること)

- 2 新位置
旧位置

- 3 変更年月日

〔提出部数〕 正副各 1 部

〔添付書類〕

- (1) 理事会等の議事録 (個人立の場合は不要)
- (2) 移転後の園地、園舎の権利を証する書類
- (3) 移転後の園地、園舎の図面 (地積図、運動場面積図等)

〔備 考〕

- ① 併せて園則変更届、園地 (園舎) 変更届が必要。事務所の位置が変わる場合は寄附行為変更届も必要。

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号

設置者住所

設置者名

代表者名 (記名又は署名)

住 所 変 更 届

このたび住居表示の実施、変更により、
変更されたのでお届けします。

幼稚園の住所が下記のとおり

記

1 新住所

2 旧住所

3 変更年月日

〔提出部数〕 1部

〔備 考〕

① 併せて園則変更届が必要。事務所の位置が変わる場合は寄附行為変更届も必要。

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号

設置者住所

設置者名

代表者名 (記名又は署名)

名 称 変 更 届

このたび 幼稚園の名称を変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 の規定に基づきお届けします。

記

1 変更の理由 (理由を具体的に明記すること)

2 新名称

旧名称

3 変更年月日

[提出部数] 正副各 1 部

[添付書類]

(1) 理事会等の議事録 (個人立の場合は不要)

[備 考]

① 併せて寄附行為変更届及び園則変更届が必要

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号

設置者住所

設置者名

代表者名 (記名又は署名)

園 地 変 更 届

このたび 幼稚園の園地を変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2

及び同法施行規則第 6 条の規定に基づきお届けします。

記

- 1 変更の理由 (理由を具体的に明記すること)
- 2 使用目的
- 3 変更年月日
- 4 増加(減少)園地

区 分		面 積 (㎡)			所 在 地
		自己所有	借 用	計	
旧 園 地	公簿				
	実測				
増 減 地	公簿				
	実測				
合計	実測				
運動場面積		変更前		変更後	

- (注) 1 面積については、上段に公簿上の面積を、下段には実測面積を各々記載すること。
2 増減地については、筆ごとに記載すること。
3 減少の場合は△を付すこと。

〔提出部数〕 正副各 1 部

〔添付書類〕

- (1) 理事会等の議事録（個人立の場合は不要）
- (2) 園地の権利を証する書類（売買契約書、土地登記簿謄本等）
- (3) 収支予算書（予算措置を講じたもの）
- (4) 図面（地積図、近況図、運動場図、園舎の配置図）
- (5) 園外園地については、利用及び整備の計画書
- (6) 変更後の施設の現有状況調（朱書き訂正したもの）
- (7) 学校法人調査票 **NO.2**（園地変更後のデータに更新したもの）

〔備 考〕

- ① 添付書類**(3)**については、正本のみ添付
- ② 価格の評価書（又は国土利用計画法に基づく不勧告通知書等）を求めることがある。
- ③ 農地転用の場合等、必要な書類を求めることがある。
- ④ 参考に資金計画を徴収することがある。

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号

設置者住所

設置者名

代表者名 (記名又は署名)

園 舎 変 更 届

このたび 幼稚園の園舎を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2
及び同法施行規則第6条の規定に基づきお届けします。

記

- 1 変更の理由 (理由を具体的に明記すること)
- 2 使用目的
- 3 位 置
- 4 構造及び耐火・非耐火の別
- 5 着工・竣工年月日
- 6 面 積

(単位：m²)

区 分	園 舎 建 築 面 積	園 舎 延 床 面 積
現 有 園 舎		
撤 去		
新 設		
合 計		
運 動 場 面 積	変更前	変更後

※園舎建築面積には、建築確認申請上の建築面積を記載すること

[提出部数] 正副各 1 部

〔添付書類〕

- (1) 理事会等の議事録（個人立の場合は不要）
- (2) 工事見積書及び工事請負契約書（案）
- (3) 収支予算書（予算措置を講じたもの）
- (4) 図面（付近見取図、配置図、平面図、立面図、現況配置図）
- (5) 変更後の施設の現有状況調（朱書き訂正したもの）
- (6) 学校法人調査票 NO.3（園舎変更後のデータに更新したもの）
- (7) 建築確認申請書第 4 面

〔備 考〕

- ① 添付書類(3)については、正本にのみ添付。
 - ② 仮設園舎の図面及び工程表を求めることがある。
 - ③ 平面図には必要な求積図を含む。（運動場面積、建築・床面積等）
 - ④ 参考に資金計画を徴収することがある。
 - ⑤ 各室の用途・面積を記入し、段階については有効幅、蹴上げ、踏面を明示すること。
 - ⑥ 添付書類(7)については、幼稚園設置基準第 8 条第 1 項の規定により園舎の 2 階に保育室等がある場合に添付。
- ※ 園舎は建築基準法第 7 条に規定された完了検査を受ける等、関係法令を遵守したものであること。

年 月 日

大阪府教育長

様

幼稚園番号
設置者住所
設置者名
代表者名 (記名又は署名)

園 長 変 更 届

このたび 幼稚園の園長を下記により採用・解職しましたので、学校教育法第10条の規定に基づきお届けします。

記

- 1 新園長名
旧園長名
- 2 新園長の専任・兼任の別（兼任職を記入のこと）
- 3 採用年月日
解職年月日
- 4 学校教育法施行規則第21条又は第22条に基づき採用する時はその理由

〔提出部数〕 正副各1部

〔添付書類〕

- (1) 理事会等の議事録（個人立の場合は不要）
- (2) 新園長の就任承諾書、履歴書、誓約書、教育職員免許状（写）
- (3) 旧園長の辞任届

〔備 考〕

- ① 専任とは原則として同一園で週5日以上勤務するものをいう。
- ② 添付書類(2)のうち「就任承諾書」及び添付書類(3)については、次ページの様式例を参考に作成すること（写し可）。
- ③ 添付書類(2)のうち「誓約書」については、26ページの様式例（私立学校法第31条第1項第3号において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面）を参考に作成すること（写し可）。
- ④ 添付書類(3)について「死亡」の場合は、死亡を法人として確認した書類を添付すること（ただし、理事会議事録等で死亡した旨記載がある場合は不要）

就 任 承 諾 書

〇〇年〇〇月〇〇日付で、〇〇幼稚園園長に就任することを承諾します。

年 月 日

氏 名 (記名又は署名)

学校法人〇〇〇〇学園

理事長 〇〇〇〇 様

辞 任 届

私こと一身上の都合により、〇〇幼稚園園長を辞任いたしたく、以上お届けします。

年 月 日

氏 名 (記名又は署名)

学校法人〇〇〇〇学園

理事長〇〇〇〇 様

誓 約 書

私は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項の規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

(記名又は署名)

年 月 日

大阪府教育長

様

主たる園の幼稚園番号
学校法人所在地
学校法人名
理事長名 (記名又は署名)

学校法人

寄附行為変更認可申請書

このたび私立学校法第**108**条の規定により、学校法人 〇〇〇〇の寄附行為を変更したいので、同法施行規則第**44**条の規定に基づいて関係書類を添え認可を申請します。

[提出部数] 正副各**1**部 (登記事項の変更に係る場合は**3**部)

[添付書類]

※ 幼稚園等の設置、廃止を伴わない寄附行為変更の場合

- (1) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類
- (2) 寄附行為新旧比較表
- (3) 理事会及び評議員会の議事録
- (4) 現行の寄附行為
- (5) 学校法人の登記簿謄本

※ 幼稚園等の設置に伴う寄附行為変更の場合

- (6) 上記(1)～(5)の書類
- (7) 申請時の財産目録
- (8) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
- (9) 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書
- (10) 不動産その他主たる財産についての価格評価書
- (11) 寄附行為変更後**2**年の事業計画及びこれに伴う予算書
- (12) 寄附行為変更前**2**年の財産目録、決算書
- (13) 申請年度の予算書
- (14) 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書
- (15) 納付金調書
- (16) 負債償還計画書
- (17) 学校法人の設置する学校の園則
- (18) 学校法人の設置する学校の位置及び園地を明らかにする書類並びに園舎等の配置図及び平面図
- (19) 学校法人の沿革その他参考資料

[備考]

- ① 寄附行為変更認可後、新寄附行為 (**1**部) を提出すること。
- ② 登記事項の変更に係る場合は、登記完了届を提出すること。

[添付書類の参考例]

(1) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この法人は、従来高等学校・幼稚園を設置してきたが、今回新たに〇〇幼稚園を設置することになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

- 1 第〇条の設置する学校に「〇〇幼稚園」を追加する。
- 2 附則に次のとおり追加する。

附則

○この寄附行為は大阪府教育長の認可のあった日（ 年 月 日）から施行する。[第〇条、第〇条一部改正]

※ 理事等の選任区分に変更が生じる場合は併せて所要の条文改正を行うこと。

(2) 寄附行為新旧比較表

新		旧	
第〇条	この法人は前条の目的を達成する……学校を設置する。 〇〇〇 高等学校 〇〇〇 幼稚園 〇〇〇 幼稚園	第〇条	この法人は前条の目的を達成する……学校を設置する。 〇〇〇 高等学校 〇〇〇 幼稚園

(3) 理事会及び評議員会の議事録

(添付書類一覧及び書式例を参考のこと)

(4) 現行の寄附行為

(変更前の寄附行為を添付すること)

(5) 申請時の財産目録

財産目録（ 年 月 日）	
1 資産総額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
(1) 基本財産	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
(2) 運用財産	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
2 負債総額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
3 正味資産	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
資産内訳	
A 資産	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
1 基本財産	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
(1) 園 地	〇〇〇㎡ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
(2) 園 舎	〇〇〇㎡ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
(3) 図書、教具、備品	〇〇〇点 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
2 運用財産	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
(1) 現金預金	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
B 負債	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
1 固定負債	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
(1) 長期借入金	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
C 借用財産	
(1) 園 地	〇〇〇㎡
(2) 園 舎	〇〇〇㎡

年 月 日

大阪府教育長

様

主たる園の幼稚園番号
学校法人所在地
学校法人名
理事長名 (記名又は署名)

役員等変更届

このたび役員等（理事長・代表業務執行理事・理事・監事・評議員・会計監査人）を変更しましたので、私立学校法施行令第6条に基づきお届けします。

記

1 変更の内容

(新役員等) 役員等の別・氏名・住所・選任条項・変更の種別

(旧役員等) 役員等の別・氏名・住所・選任条項・変更の種別

2 就任年月日

退任年月日

〔提出部数〕 正副各 1 部

〔添付書類〕

- (1) 寄附行為上の手続きを経たことを証する書類（理事選任機関の議事録等）
- (2) 新役員等ごとの就任承諾書及び履歴書
- (3) 誓約書（役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類）
- (4) 旧役員等にかかる辞任届（任期满了に伴う場合又は重任（再任）の場合は不要）
- (5) 寄附行為
- (6) 法人の登記簿謄本（代表権のある理事（理事長又は代表業務執行理事）を変更した場合のみ）
- (7) 学校法人調査票 NO.4 及び NO.5（変更後のデータに更新したもの）

〔備考〕

- ① 「1 変更の内容」のうち「役員等の別」については、「理事長」、「代表業務執行理事」、「理事」、「監事」、「評議員」又は「会計監査人」を記入。また、「理事長」、「代表業務執行理事」及び「理事」のうち園長（校長）の職に就く者については、次に示す例により記載すること。
例)「理事長（園長）」、「代表業務執行理事（園長）」、「理事（園長）」
 - 本項目における「理事」は、理事長又は代表業務執行理事に選定されていない者をいい、業務執行理事に選定されている者を含む。
- ② 「1 変更の内容」のうち「変更の種別」については、「就任」、「重任」（再任）、「退任」、「辞任」、「解任」又は「死亡」を記入。
- ③ 添付書類(2)のうち「就任承諾書」及び添付書類(4)については、次ページの様式例を参考に作成すること（写し可）。
- ④ 添付書類(2)のうち「履歴書」については、34ページの様式例を参考に作成すること。
- ⑤ 添付書類(3)については、新役員等の「役員等の別」により 36～39 ページに示す誓約書の様式のうち該当のものを作成すること。
 - 「理事長」、「代表業務執行理事」及び「理事」の場合 ……36 ページ
 - 監事の場合 ……37 ページ
 - 評議員の場合 ……38 ページ
 - 会計監査人の場合 ……39 ページ
- ⑥ 添付書類(4)について、「死亡」の場合は、死亡を法人として確認した書類を添付すること（ただし、理事会議事録等で死亡した旨記載がある場合は不要）。

就 任 承 諾 書

学校法人〇〇〇〇学園理事（理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）
に就任することを承諾します。

自 〇〇年〇〇月〇〇日

任期

至 〇年度定時評議員会の終結の時まで

年 月 日

氏 名 （記名又は署名）

学校法人〇〇〇〇学園

理事長 〇〇〇〇 様

辞 任 届

私こと一身上の都合により、理事（理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）を辞任いたしたく、以上お届けします。

年 月 日

氏 名 （記名又は署名）

学校法人〇〇〇〇学園

理事長〇〇〇〇 様

(注) 下線部の箇所は、就任又は辞任する者にかかる「役員等の別」により書き分けること。

履 歴 書

(年 月 日現在)

ふりがな
氏 名
(生年月日)

現住所 大阪府〇〇市〇〇町〇-〇-〇

最終学歴 年 月 日 〇〇大学〇〇学部卒業

職歴 年 月 日 〇〇大学教授 (現在に至る)
年 月 日 〇〇学園理事就任 (現在に至る)

賞罰 なし

(注)

- 1 当該法人(園)に係る役職は過去のものも漏れなく記入すること。
- 2 他の学校法人の役員等(理事長・代表業務執行理事・理事・監事・評議員・会計監査人・職員など)を兼務する場合は、すべて記入すること。

大阪府教育長 △△ △△ 様

主たる園の幼稚園番号 123456
学校法人所在地 大阪市中央区大手前 3-1-43
学校法人名 学校法人大阪私学学園
理事長名 甲山 乙男

役員等変更届

このたび役員等（理事長・代表業務執行理事・理事・監事・評議員）を変更しましたので、私立学校法施行令第 6 条に基づきお届けします。

記

1 変更の内容

（新役員等）

- ①理事長 甲山 乙男
大阪市中央区大手前 2-1-2 寄附行為第 7 条第 1 項第 2 号 就任
- ②代表業務執行理事 丙山 甲雄
大阪市住之江区南港 1-14-16 寄附行為第 7 条第 1 項第 2 号 就任
- ③理事(園長) 大阪 太郎
大阪市中央区大手前 2-1-22 寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号 就任
- ④監事 八尾 みなみ
大阪市住吉区苅田 4-13-23 寄附行為第 22 条第 1 項 就任
- ⑤評議員 谷町 四郎
大阪市北区中之島 1-2-10 寄附行為 31 条第 1 項第 2 号 就任

（旧役員等）

- ①理事長 丙山 甲雄
大阪市住之江区南港 1-14-16 寄附行為第●条第●項第●号 退任
- ②代表業務執行理事 谷町 六郎
大阪市住之江区南港 9-99-99 寄附行為第●条第●項第●号 退任
- ③理事(園長) 大阪 花子
大阪市中央区大手前 2-1-22 寄附行為第●条第●項第●号 退任
- ④監事 八尾 守子
大阪市住吉区苅田 4-13-23 寄附行為第●条第●項 退任
- ⑤評議員 荒本 九郎
東大阪市荒本北 1-2-1 寄附行為●条第●項第●号 退任

- 2 就任年月日 令和 7 年 5 月△日
- 退任年月日 令和 7 年 5 月△日

理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓 約 書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であること
- 二 監事又は評議員を兼ねる者でないこと
- 三 理事のうちに、私立学校法第31条第4項各号に掲げる者が含まれていること
- 四 理事のうちに、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 五 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の3分の1を超えていないこと

令和 年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長（記名又は署名）

(注)

- 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。

監事が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓 約 書

各監事について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第46条第1項各号に該当しない者であること
- 二 評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと
- 三 監事のうちに、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

令和 年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長（記名又は署名）

(注)

- 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。

評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓 約 書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第62条第1項及び第2項に該当しない者であること
- 二 私立学校法第62条第3項各号に掲げる者が含まれていること
- 三 評議員のうちに、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 四 私立学校法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えていないこと
- 五 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えていないこと
- 六 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていないこと

令和 年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長（記名又は署名）

(注)

- 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 2 私立学校法第62条第3項第2号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第62条第3項各号」は「私立学校法第62条第3項第1号」と変更することができる。

会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓 約 書

各会計監査人について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第81条第3項各号に該当しない者であること

令和 年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長（記名又は署名）

年 月 日

大阪府教育長

様

主たる園の幼稚園番号
学校法人所在地
学 校 法 人 名
理 事 長 名 (記名又は署名)

(登 記 事 項) 登 記 完 了 届

このたび組合等登記令第3条の規定に基づき の登記を完了しましたので、
私立学校法施行令第6条第1項の規定に基づきお届けします。

記

1 登記年月日

〔提出部数〕 正副各 1 部

〔添付書類〕

(1) 法人の登記簿謄本

(参考) 一組合等登記令一

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

1. 目的及び業務
2. 名称
3. 事務所の所在場所
4. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
5. 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
6. 別表の登記事項の欄に掲げる事項

年 月 日

大阪府教育長

様

主たる園の幼稚園番号

法人所在地

法 人 名

理 事 長 名 (記名又は署名)

(又は法人代表者名)

役員等変更報告

標記について、別添のとおり文部科学大臣あてに届け出ましたので、報告します。

〔提出部数〕 1部

〔添付書類〕

(1) 所轄庁への届出書の鑑文の写し

(2) 役員の新旧対照表

年 月 日

大阪府教育長

様

主たる園の幼稚園番号

法人所在地

法人名

理事長名 (記名又は署名)

(又は法人代表者名)

寄附行為変更報告

標記について、別添のとおり〇〇〇〇〇あてに届け出ましたので、報告します。

〔提出部数〕 1部

〔添付書類〕

- (1) 所轄庁への届出書の鑑文の写し
- (2) 寄附行為の新旧対照表
- (3) 新寄附行為

年 月 日

大阪府教育長 様

幼稚園番号
設置者住所
設置者名
代表者名 (記名又は署名)

証 明 願

このたび登録免許税の免除申請をしたいので、下記物件は学校（宗教）法人
が設置する 幼稚園の園舎（園地）として直接教育の用に供することを御証明く
ださい。

記

- 1 物件の所在地
- 2 種類
- 3 構造
- 4 物件の面積
- 5 利用の内容
- 6 利用開始の年月日
- 7 将来教育の用に供する予定である場合にあっては、次に掲げる事項
 - (1) 本件園舎（園地）の整備計画
 - (2) (1)に係る収支計画
 - (3) 具体的な利用計画

〔提出部数〕 正副各 1 部

〔添付書類〕

- (1) 不動産登記簿謄本 (1 部)
- (2) 理事会等の議事録 (上記 7 に係るもの) (1 部)

〔備 考〕

所有権保存（移転）登記後、登記完了届を提出すること。
事前に当該申請に係る園地（園舎）変更届が必要。

年 月 日

大阪府教育長

様

主たる園の幼稚園番号
学校法人所在地
学校法人名
理事長名 (記名又は署名)

所得税法施行令第 217 条第 1 項第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号及び法人税法施行令第 77 条

第 1 項第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

当法人は、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 4 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 4 号
に掲げる法人であることの証明をお願いします。

〔提出部数〕 正副各 1 部

〔添付書類〕

- (1) 寄付金募集要綱
- (2) 寄附行為
- (3) 申請年度の予算書
- (4) 前年度の決算書
- (5) 証明書に係る寄付金募集実績報告書 (再申請時)

〔備考〕

- ① 証明書の有効期限が満了した場合には、募集した寄付金の額及び用途について報告すること。

寄付金募集要綱

1 寄付金の募集目的及び使途

目的

使途

2 寄付金の募集目標額並びにその募集の区域及び対象

募集目標額

募集区域

募集対象

3 寄付金の募集期間

4 募集した寄付金の管理方法

5 寄付金の募集に要する経費

- (注) 1 寄付金の募集活動を行わない場合、「募集」を「受入」と読み替えて作成すること
2 追加募集の場合は、追加する事項のみを記入すること。

添付書類一覽

添付書類	届 出									
	園則変更届	位置変更届	名称変更届	園地変更届	園舎変更届	園長変更届	寄附行為変更届	理事長変更届	役員等変更届	登記完了届
議事録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
標準的な場合	△	○	○	○	○	△	○		○	
権利関係書類 (契約書、登記簿謄本等)		○		○	○					
図 面	△ ☆2	○		○	○					
収支予算書				○	○					
園 則	○									
寄附行為							○		○	
就任承諾書・履歴書・誓約書						○		○	○	
教育職員免許状(写)☆3						○				
辞 任 届 ☆4						○		○	○	
法人登記簿謄本								○	△ ☆5	○

△印は、場合によっては必要

☆1 評議員会の決議を有する場合は、評議員会議事録を添付。

☆2 学級数を変更する場合には必要

☆3 学校教育法施行規則第 21 条又は第 22 条による場合は不要。

☆4 死亡の場合は、死亡を法人として確認した書類を添付すること（理事会議事録等で死亡した旨記載がある場合は不要）。

☆5 代表権のある理事を変更した場合は必要

■議事録(決議録)について

1. 理事会

(1) 理事会議事録の作成

- 理事会議事録に記載しなければならない事項は、次のとおりです。
 1. 理事会が開催された日時及び場所（私立学校法施行規則第15条第3項第1号）
 - ◇ 当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合は、出席方法も記載。
(例) Web 会議形式で参加した場合は、その方法により出席したこと。
 2. 次のいずれかに該当するときは、その旨
 - ① 理事会招集を担当する理事（理事長又は理事会招集担当理事）以外の理事による請求に基づき、理事会が招集されたこと（同項第2号イ）
 - ② 前記①により請求したものの理事会招集通知が発せられなかった場合における、理事会招集を請求した理事により理事会が招集されたこと（同号ロ）
 - ③ 監事による請求に基づき、理事会が招集されたこと（同号ハ）
 - ④ 前記③により請求したものの理事会招集通知が発せられなかった場合における、監事により理事会が招集されたこと（同号ニ）
 3. 理事会の議事の経過の要領及びその結果（同項第3号）
 4. 決議を要する事項について「特別の利害関係を有する理事」があるときは、当該理事の氏名（同項第4号）
 5. 次に示す内容について理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その内容の概要
 - ① 競業及び利益相反取引に関する事項（同項第5号イ）
 - ② 監事の意見（同号ロ）
 - ③ 学校法人の業務若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあるときにおける、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関する監事からの報告（同号ハ）
 - ④ 補償契約に基づく補償した理事及び当該補償を受けた理事が行う、当該補償についての重要な事実に関する報告（同号ニ）
 6. 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称（同項第6号）
 7. 理事会議長の氏名（同項第7号）
- 理事会議事録は、書面又は電磁的記録（文書作成ソフト等を用いた電子ファイル）により作成する必要があります。また、寄附行為のうち「議事録」（理事会）の規定に基づき整えるとともに、理事会の日から10年間、事務所への備え置きが必要です。

<「大阪府版寄附行為作成例（令和5年私立学校法改正版）」（令和6年8月29日Ver.2一部抜粋）>
※以下「作成例」という。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。（略））又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

※ 第2項について、議事録の署名担当者を定める場合は次のとおりとしている。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（略）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(2) 競業及び利益相反取引の制限

- 理事長や代表業務執行理事を含む全ての理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。また、取引をした理事は当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません（私立学校法第 40 条において準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第 84 条及び第 92 条）。

- 「競業」とは、理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となります。

※ 次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば、年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましいとされています。

< 「競業」の該当例 >

- ✓ 理事が他の学校法人の理事を兼ねて業務を行う場合
- ✓ 理事が他の学校法人の教員を兼ねて業務を行う場合
- ✓ 収益事業を行っている理事が、他の企業等で同種の事業を行う場合 など

- 「利益相反取引」とは、理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なものです。

▶ 「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うことになることから、議事録に賛否を明確に残しておくことが必要です。

< 「利益相反取引」の該当例 >

- ✓ 学校法人の業務のために、理事が所有する不動産（土地、建物）を学校法人が賃貸借する場合
- ✓ 学校法人が所有する車両を理事に売却する場合
- ✓ 学校法人の業務のために、理事から資金を借り入れる場合（この借入に伴い、担保や利息が生じるとき）
- ✓ 学校法人が理事の債務保証又は債務引受を行う場合
- ✓ 学校法人の理事が他の企業・事務所等を経営する場合において、学校法人が当該企業・事務所等へ業務委託（事務委託）を行うこと、又は顧問契約を締結するとき
- ✓ 学校法人の理事が医療法人の理事長を兼ねる場合で、学校法人が園児・児童・生徒の健康診断を当該医療法人に委託するとき など

- 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができず（私立学校法第 42 条第 3 項）、議決や議事について、一時退席などにより当該理事の参加の制限が必要です。

▶ 「特別の利害関係を有する理事」とは、決議をしようとする議案に関して利害関係を有している理事をいいます。また、「特別の利害関係」とは、学校法人と理事との利害が反する事項をいいます（松坂浩史『逐条解説 改正私立学校法三訂版』（特定非営利活動法人学校経理研究会、2020 年））。

(参考)

私立学校法では、「特別の利害関係を有する理事」と類似した「特別利害関係」という用語がありますが、「特別利害関係」は、一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係といったものをいい、「特別の利害関係を有する理事」とは概念が異なる点に注意が必要です（私立学校法第 31 条第 6 項、私立学校法施行規則第 12 条）。

<FAQ>

Q1 理事が、他の学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか。理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

A1

理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。

このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q2 「競業」について、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合には、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記すると解釈でよいか。議事録には理事が兼務する学校法人名を記載する必要はあるか。

A2

そのような手続きを経てくださいということで差し支えありません。

なお、議決内容は、具体的に議事録へ記載する必要があるため、兼務する学校法人名も全て記載するようにしてください。

Q3 利益相反取引に該当する場合、理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうなるか。

A3

理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については無効となりますが、第三者に対しては、その者の悪意を証明しなければ悪意を主張できない（相対的無効）ものと解されています。

なお、当該取引について、事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されています。

Q4 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、どういったタイミングで理事会に諮る必要があるのか。

A4

理事会に諮るタイミングは、各学校法人の判断になりますが、

- ① 毎年の定例理事会、
 - ② 新しい理事が選任される場合、
 - ③ 任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、
 - ④ 他の職の契約更新・改定時
- などが、タイミングとして考えられます。

(3) 議事録記載例(理事の選任に関するものを除く。)

※ 以下の例に示す学校法人における仮定は、次のとおり。

- ✓ 評議員会を理事選任機関とすること。
- ✓ 理事長に甲山 乙男が、代表業務執行理事に丙山 甲雄が、業務執行理事に松原天美が、それぞれ選定されていること。また、この学校法人は1つの幼稚園を設置しており、大阪 太郎が当該幼稚園の園長に就任していること。
- ✓ 理事会議事録の署名担当者を定めていること。
- ✓ 理事会と評議員会で評議員を選任すること。

理 事 会 議 事 録

1. 日 時 ○○年○○月○○日(○) ○○時○○分

2. 場 所 ○○市○○町○○番地 ○○会議室

3. 理事定数 7名

4. 出席者 6名

理事 甲山 乙男、丙山 甲雄、大阪 太郎、松原 天美
堺 花子(TeamsによるWeb会議システムにより出席)
岸和田 次郎(書面により決議に参加)

監事 豊中 三郎、八尾 みなみ

会計監査人 池田 四郎

その他 事務局長 豊中 千里、住吉 五郎

5. 欠席者 1名

理事 東成 十郎

6. 議長 理事長 甲山 乙男

7. 決議に特別の利害関係を有する理事

第3号議案 堺 花子

第4号議案 丙山 甲雄

8. 議題

(1) 決議事項

第1号議案 令和○年度事業報告及び令和○年度計算書類等の承認の件

第2号議案 寄附行為変更の件

第3号議案 理事 堺 花子の学校法人○○理事長への就任の件

第4号議案 理事 丙山 甲雄との間の不動産売買契約締結の件

第5号議案 理事候補者の選任の件

第6号議案 評議員選任の件

第7号議案 令和○年度第○回評議員会の招集の件

(2) 報告事項

報告事項1 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事の職務状況報告

9. 議案の経過及びその結果

寄附行為第○条の規定に基づき、理事長 甲山 乙男が議長となり、本日の理事会は理事定数7名に対して6名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、理事 堺花子が○○○○から Teams による Web 会議システムにより出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

(第1号議案；令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類等の承認の件)

業務執行理事 松原 天美 から、令和〇年度事業報告書(案)、令和〇年度計算書類(案)及びこれらの附属明細書(案)について、説明があった。また、監事監査報告書に基づき、監事監査の結果について、監事 豊中 三郎及び監事 八尾 みなみ から説明があった。

審議の結果、出席理事全員の賛成により令和〇年度事業報告書(案)、令和〇年度 計算書類(案)及びこれらの附属明細書(案)を承認した。

(第2号議案；寄附行為変更の件)

代表業務執行理事 丙山 甲雄から、議案資料「寄附行為変更認可申請書(案)」により、寄附行為変更について説明があった。

審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。

(第3号議案；理事 塚 花子の学校法人〇〇理事長への就任の件)

本議案は理事 塚 花子が特別の利害関係を有する理事に該当するため、本議案の審議中、理事 塚 花子との Teams による通信を終了した。

議長より、理事 塚 花子が本年〇月〇日開催の学校法人〇〇の理事会において、同法人の理事長に就任する予定である旨の報告があった。同法人の事業内容は、下記のとおり当法人と競合しているため、私立学校法第40条により準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第84条第1項及び寄附行為第〇条の規定に基づき、本件兼任の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は、以下のとおりとなった。過半数を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 兼任先 | 大阪府〇〇市〇〇町1丁目1番地1
学校法人〇〇 |
| 2 主な事業内容 | 〇〇幼稚園(〇〇認定こども園)の運営 |
| 3 就任期間 | 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
延長の際は、別途当理事会へ兼任の承認を諮る |
| 4 その他 | (略) |

(第3号議案に対する理事の賛否について)

甲山理事、丙山理事、大阪理事及び松原理事は賛成、
岸和田理事は反対、東成理事は議決には不参加
なお、本議案に反対した理事の意見は次のとおり。
・岸和田理事：

(第4号議案；理事 丙山 甲雄との間の不動産売買契約締結の件)

第4号議案の審議に入る前に理事 塚 花子との Teams による通信を再開し、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認した。また、本議案は理事 丙山 甲雄が特別の利害関係を有する理事に該当するため、本議案の審議中、甲山理事は退席した。

議長より、私立学校法第40条により準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第84条第1項及び寄附行為第〇条の規定に基づき、当法人が所有する不動産(土地・建物)を、当法人より理事 丙山 甲雄氏へ売却を行うことについて、取引の内容等について下記のとおり開示し、本件取引の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は以下のとおりとなった。3分の2を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

記

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 取引の相手方 | 大阪府〇〇市〇〇町1丁目1番地1
理事 丙山 甲雄 氏 |
|----------|--------------------------------|

- | | | |
|---|-------|----------|
| 2 | 取引内容 | 土地売買契約 |
| 3 | 契約予定日 | 令和〇年〇月〇日 |
| 4 | 契約金額 | 金〇〇円 |
| 5 | その他 | (略) |

(第4号議案に対する理事の賛否について)

甲山理事、大阪理事、松原理事及び岸和田理事は賛成、
堺理事は反対、東成理事は議決には不参加
なお、本議案に反対した理事の意見は次のとおり。
・堺理事：

(第5号議案；理事候補者の選任の件)

議長から、議案資料「第〇号理事の選任について」に基づき、令和〇年〇月〇日をもって
辞任する理事 東成 十郎の後任として茨木 七郎氏を選任することを評議員会に推薦し
たい旨と、同氏の経歴等について説明があった。審議の結果、出席理事全員の賛成により、
本議案は可決された。

(第6号議案；評議員選任の件)

議長から、議案資料「第〇号評議員の選任について」に基づき、欠員となっている評議
員について高槻 八郎氏を選任したいとして、同氏の経歴等について説明があった。
審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。
なお、高槻 八郎氏の任期は、本日より令和〇年度定時評議員会終結時までとなる。

(第7号議案；令和〇年度第〇会評議員会の招集の件)

事務局から、議案資料「令和〇年度定時評議員会招集通知(案)」に基づき、事務局案と
して、定時評議員会を下記のとおり開催したい旨の説明があった。
審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。なお、令和〇年度定
時評議員会の議題及び議案は、別紙のとおり。
日時 令和〇年〇月〇日(〇曜日)午後〇時〇分から午後〇時〇分まで(予定)
場所 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会議室

(報告事項1；理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告)

理事会への報告事項として、報告資料に基づき、理事長 甲山 乙男、代表業務執行理事
丙山 甲雄及び業務執行理事 松原 天美から、それぞれの担当職務の執行状況について
説明があった。
出席者から特段の意見・質問はなく、報告は終了した。

(議事録署名人)

全出席理事により、本理事会の議事録に署名する理事として、理事 大阪 太郎及び理事
松原 天美を互選した。

以上で全ての議題が終了し、議長は閉会を宣言した。

令和〇年〇月〇日

議事録署名人

議長	甲山 乙男	ⓐ
理事	大阪 太郎	ⓑ
理事	松原 天美	ⓒ
監事	豊中 三郎	ⓓ
監事	八尾 みなみ	ⓔ

2. 評議員会

(1) 評議員会議事録の作成

- 評議員会議事録に記載しなければならない事項は、次のとおりです。
 1. 評議員会が開催された日時及び場所（私立学校法施行規則第23条第3項第1号）
 - ◇ 当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席した場合は、出席方法も記載。
(例) **Web** 会議形式で参加した場合は、その方法により出席したこと。
 2. 次のいずれかに該当するときは、その旨
 - ① 監事による請求に基づき、評議員会が招集されたこと（同項第2号イ）
 - ② 前記①により請求したものの評議員会招集通知が発せられなかった場合における、監事により評議員会が招集されたこと（同号ロ）
 - ③ 評議員による請求に基づき、評議員会が招集されたこと（同号ハ）
 - ④ 前記③により請求したものの評議員会招集通知が発せられなかった場合における、評議員による評議員会が招集されたこと（同号ニ）
 3. 評議員会の議事の経過の要領及びその結果（同項第3号）
 4. 決議を要する事項について「特別の利害関係を有する評議員」があるときは、当該評議員の氏名（同項第4号）
 5. 次に示す内容について評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その内容の概要
 - ① 監事の意見（同項第5号イ、ニ）
 - ② 監事を辞任した者のその旨及びその理由（同号ロ）
 - ③ 法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときにおける、理事から評議員会に提出される議案等に関する監事による調査に関する報告（同号ハ）
 - ④ 学校法人の業務若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあるときにおける、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関する監事からの報告（同号ホ）
 - ⑤ 会計監査人を解任したときにおける、その旨及び解任の理由に関する監事からの報告（同号ヘ）
 - ⑥ 会計監査人の意見（同号ト、リ及びヌ）
 - ⑦ 会計監査人を辞任した者のその旨及びその理由（同号チ）
 - ⑧ 計算書類及び事業報告書の内容に関する評議員会の意見（同号ル）
 6. 評議員会に出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称（同項第6号）
 7. 評議員会議長の氏名（同項第7号）
 8. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名（同項第8号）
- 評議員会議事録も、書面又は電磁的記録（文書作成ソフト等を用いた電子ファイル）により作成する必要があります。また、寄附行為のうち「議事録」（評議員会）の規定に基づき整えるとともに、評議員会の日から10年間、事務所への備え置きが必要です。

<作成例（一部抜粋）>

（議事録）

第46条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

※ 第2項について、議事録の署名担当者を定める場合は次のとおりとしている。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(2) 議事録記載例（評議員会が理事選任機関である場合）

- ※ 以下の例に示す学校法人における仮定は、次のとおり。
- ✓ 評議員会議事録の署名担当者を定めていること。
 - ✓ 理事会と評議員会で評議員を選任すること。
 - ✓ 寄附行為変更については、評議員の決議事項とされていること。

評 議 員 会 議 事 録

1. 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分
2. 場 所 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会議室
3. 評議員定数 8名
4. 出席者 7名
 評議員 A 田 B 男、C 山 D 雄、E 藤 F 郎、G 坂 I 美、M 本 O 太
 J 村 K 子（Teams による Web 会議システムにより出席）
 L 木 N 子（書面により決議に参加）

 理事長 甲山 乙男、代表業務執行理事 丙山 甲雄、
 業務執行理事 松原 天美
 監事 豊中 三郎、八尾 みなみ
 会計監査人 池田 四郎
 その他 事務局長 豊中 千里、住吉 五郎
5. 欠席者 1名
 評議員 O 本 Q 三
6. 決議に特別の利害関係を有する理事
 なし
7. 議題
 (1) 決議事項
 第 1 号議案 寄附行為変更の件
 第 2 号議案 令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類の件
 第 3 号議案 理事選任の件
 (2) 報告事項
 報告事項 1 監査報告について
8. 議案の経過及びその結果
 出席評議員の互選に基づき、評議員 A 田 B 男が議長となった。議長は、本日の評議員会
 は評議員定数 8 名に対して 7 名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長
 は、評議員 J 村 K 子が〇〇〇〇から Teams による Web 会議システムにより出席するこ
 とを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明
 できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

 (第 1 号議案（決議事項）；寄附行為変更の件)
 代表業務執行理事 丙山 甲雄から、議案資料「寄附行為変更認可申請書（案）」により、
 寄附 行為変更について説明があった。
 審議の結果、出席評議員全員の賛成により、本議案は可決された。

(第2号議案(諮問事項);令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類の件)

業務執行理事 松原 天美から、議案資料「令和〇年度事業報告書及び令和〇年度計算書類」に基づいて説明があった。

出席評議員から意見はなく、出席評議員全員の賛成により、令和〇年度事業報告書及び令和〇年度計算書類に異議はない旨を決議した。

(第3号議案(決議事項) 理事選任の件)

理事長 甲山 乙男から、議案資料「第〇号理事の選任について」に基づき、令和〇年〇月〇日をもって辞任する理事 東成 十郎の後任として茨木 七郎氏を選任することについて推薦したい旨と、同氏の経歴等について説明があった。

審議の結果、出席評議員全員の賛成により、本議案は可決された。

(報告事項1;監査報告について)

監事 豊中 三郎及び監事 八尾 みなみから、議案資料「令和〇年度監査報告」に基づき、監査の結果を説明した。

出席者から特段の意見・質問はなく、報告は終了した。

(議事録署名人)

全出席評議員により、本理事会の議事録に署名する評議員として、評議員 C山 D雄及び評議員 E藤 F郎を互選した。

以上で全ての議題が終了し、議長は閉会を宣言した。

令和〇年〇月〇日

議事録署名人

議長 A田 B男 ⑩

理事 C山 D雄 ⑩

理事 E藤 F郎 ⑩

監事 豊中 三郎 ⑩

監事 八尾 みなみ ⑩

3. 理事選任機関(理事会又は評議員会を理事選任機関としている場合を除く。)

(1) 理事選任機関議事録の作成

- 理事選任機関の議事録の作成にあたっては、理事会及び評議員会の場合を参考に作成する必要があります。
- なお、理事会又は評議員会を理事選任機関としている場合は、前記 1.又は 2.に基づき作成してください。

(2) 議事録記載例

- ※ 以下の例に示す学校法人は、理事 2 名及び評議員 3 名により構成された、独立した理事選任機関を設置していることを仮定している。
- ※ 理事選任機関の名称を「理事選任委員会」としている。

理 事 選 任 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 ○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分
2. 場 所 ○○市○○町○○番地 ○○会議室
3. 構成員定数 5 名
4. 出席者 5 名
理事 甲山 乙男、大阪 太郎
評議員 A 田 B 男、C 山 D 雄
J 村 K 子 (Teams による Web 会議システムにより出席)
- その他 事務局長 豊中 千里、住吉 五郎
5. 欠席者 0 名
6. 議題
第 1 号議案 理事選任の件
7. 議案の経過及びその結果
出席評議員の互選に基づき、理事 甲山 乙男が議長となった。議長は、本日の理事選任機関は、構成員定数 5 名に対して 5 名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、評議員 J 村 K 子が○○○○から Teams による Web 会議システムにより出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

(第 1 号議案；理事選任の件)

事務局から、議案資料「理事の選任について」により、理事候補者の経歴等について説明があった。また、寄附行為第○条第○項の規定に基づき、あらかじめ評議員会において意見を聴取したところ、異議はない旨の意見が示されたことについても併せて説明があった。審議の結果、出席構成員全員の賛成により、本議案は可決された。

以上で全ての議題が終了し、議長は閉会を宣言した。

令和○年○月○日

議事録署名人

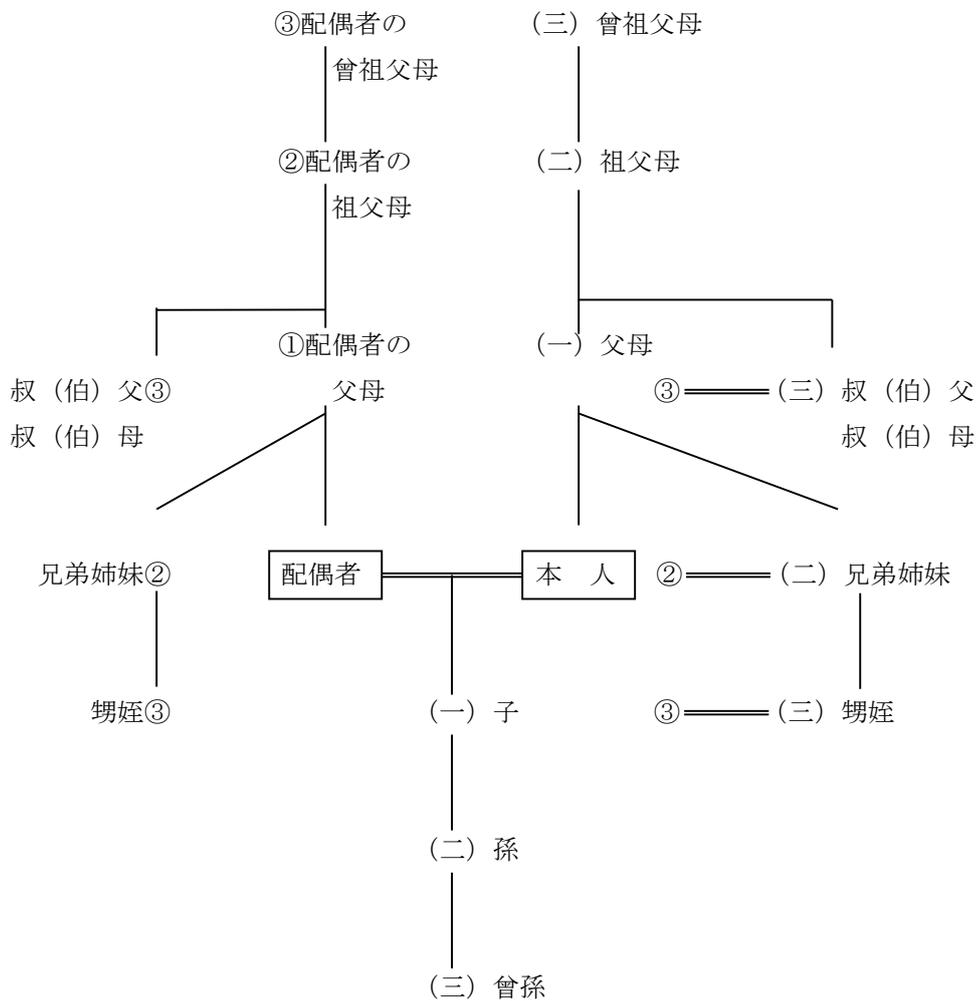
議長	甲山 乙男	Ⓜ
理事	大阪 太郎	Ⓜ
評議員	A 田 B 男	Ⓜ
評議員	C 山 D 雄	Ⓜ
評議員	J 村 K 子	Ⓜ

■三親等以内の親族の範囲

<特別利害関係（私立学校法施行規則第12条）>

一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものとして、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 当該者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該者の使用人
- (3) 当該者から受ける金銭その他財産によつて生計を維持している者
- (4) (2) 及び (3) に該当する者の配偶者
- (5) (1) ~ (3) までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者



(注) 血族 (一) ~ (三)
姻族 ① ~ ③